

### 第3回町田市住みよい街づくり条例改定検討委員会

(第3回町田市街づくり審査会専門部会) 議事録概要

---

○日 時 2020年10月23日(金) 10時00分～12時00分

○場 所 町田市役所2階 2-1会議室

○議 事

〈付議事項〉・改正条例を活用した「まちの将来像(ビジョン)づくり」の推進方法の検討  
・プロジェクトとビジョンの双方向の連動の検討

○出席者 委員(敬称略) 遠藤 新、名和田 是彦、中西 正彦、澤井 宏行、佐藤 健

○事務局 都市整備担当部長  
地区街づくり課職員 5名  
都市政策課職員 2名

---

#### ■会議内容

○あいさつ

○議事

○事務連絡

#### ■配布資料

○議事次第

○委員名簿

○座席表

○資料:資料1 町田市住みよい街づくり条例が目指す街づくりの全体像

資料2 街づくりプロジェクト支援の全体像

資料3 まちの将来像(ビジョン)作成の全体像について

資料4「街づくりプロジェクト」と「まちの将来像(ビジョン)」連携について

## (1) 街づくりプロジェクトについて

### ●条例における認定行為について

- ・資料2によると、活動認定は全庁制度の中で行い、住みよい街づくり条例では行わないのか。(委員)

⇒活動認定は全庁制度内にて行う。現在の〇ごと大作戦の事業を参考に、活動認定は全庁制度内にて行うことを想定し、検討を進めている。来年度中に決定していく予定である。(事務局)

- ・認定等の行為は、支援を決定する上で重要である。条例外で認定する場合は法的な整理はどうなるのか。(委員)

⇒条例として支援する為には何かしらの認定等の行為が必要であると考えており、全庁体制の中で町田市として認定することを想定している。仕組みを運用していく上で、別途条例に基づく認定行為の必要性も検討していきたい。(事務局)

- ・条例に基づいた街づくりプロジェクトとしての認定が必要なのではないか。その中でプロジェクトとしての要件などが設定できるのではないか。(委員)

⇒今回の検討の中では、市民の活動への取組みやすさを考え、認定を受けるための申請回数ができる限り減らしていきたいと考えている。制度の使いやすさと認定の必要性については、全庁の体制と併せて考えていく。(事務局)

### ●条例における定義の記載方法について

- ・街づくりプロジェクトの定義として、「つかう、なおす、・・・」等と書かれている。「見せる」というものについてもハードのまちづくりに取り込むというのは良いことであるが、条例でいかに表現していくつもりか。(委員)

⇒条例上は、「自らの地区・まちの魅力を高める活動や取組み」として空間的な概念で示し、その解説として、「地区やまちをつかう、なおす、たもつ、つくる、みせる」という行為や活動」と表現していく。(事務局)

## (2) 「まちの将来像（ビジョン）づくり」について

### ●ビジョン作成のメリットについて

- ・ビジョン作成について、ビジョンを作ることが重要だという認識は持っているが、説明された手順で実際に動くのか。市民目線で考えると、取り組むにあたって直接的なメリットがないとビジョン作成に取り組まないのではないか。ビジョンづくりは内発的なムーブメントになりにくい。資料3で示すメリットは社会的に期待される効果であり、活動している人が取り組むきっかけとなるメリットではない。街づくりプロジェクト継続のためにビジョン作成を要件とするとか、ビジョンを作ると支援が手厚くなるなどのインセンティブが必要である。これにより、街づくりプロジェクトとビジョンの循環が生まれる。(委員)

- ・ビジョン作成の義務がないと動かないのではないか。横浜市地域福祉保健計画も横浜市

が作ろうと声がけして作成しており、ビジョン作成を促す仕組みが必要ではないか。資金援助の問題は大きいだろう。援助額にもより、福祉系の補助は最大 100 万円が多いが、横浜市のまち普請事業は整備費として最大 500 万円助成する。そのような強烈なインセンティブ又は義務的な要件がないとビジョン作成へ取り組まないのではないか。(委員)

⇒都市マスなど市の主要計画を改定するにあたり、市民からの意見として、地区の活動に参加したい、地区内でどんな活動があるか知りたい、交流・居場所が少ないなどの意見が挙がってきている。そうした意見をビジョン作成に反映し、制度の設計を行っている。インセンティブを市が用意するということよりも、市民活動を誘発させるための仕組みとしてこれら制度を作ることが住みよい街づくりにつながっていくのではないかと考えている。活動支援費は全庁にて検討しているところで、現在の〇ごと大作戦と同等の支援が必要であると認識している。(事務局)

- ・ビジョンを通したつながり作り自体を否定しているわけではない。ただ現状提示されているメリットはあくまで市側の目線である。市民にとってビジョンを作成することがつながり作りになるという認識にはなりにくく、結果論である。場づくりしたいならビジョンを作ろうと誘導しないと難しいのではないか。将来ビジョンを作れば支援しやすくなる、将来の事業検討確度が高まるなどの理由の方が市民にとってはわかりやすいのではないか。(委員)

### ●ビジョンの対象区域の考え方について

- ・ビジョンで言う地区単位は、地区協議会のイメージか。(委員)  
⇒地区協議会よりも細かな単位として、町内会・自治会単位を想定している。(事務局)
- ・地区協議会と一致しないエリアはどうなるのか。(委員)
- ・調整役が必要だと思うが、コーディネーターを想定しているのか。(委員)  
⇒行政がつないでいくことを想定している、市民協働推進課等と連携しながらコーディネートしていく。(事務局)
- ・区域を記載することができない場合もあるのではないか。例えば、居場所をつくりたいひとは、活動エリアを想定しない。(委員長)  
⇒活動を束ねて作るビジョンについては、活動自体が地区に根ざしていくことが大事である。ビジョンの区域は町内会エリアを基本とし、その地区の広がり意識したエリアを想定する。後から立ち上がった活動の区域が既に作成されたビジョンのエリアと重複した場合は、活動の主体としてビジョン作りに参加してもらうことを考えている。(事務局)
- ・町田市で過去に市民活動調査を実施している。生涯学習系の活動と社会貢献系の活動では回答傾向が異なる。社会貢献系の活動は活動エリアが想定されており、かつ、狭い(町内会・自治会エリア等)。このような団体が活動してもらうことを想定するビジョンであれば、説明にあった区域の考え方は不合理ではない。(委員)

### ●重複する区域でのビジョン作成について

- ・異なる団体が重複する区域のビジョンを作成する場合はどうするかも想定して考えておくべき。先にビジョンを作成するほうが得のような、占有者メリットが発生してはいけない。ビジョンの見直しタイミングとも関係する。(委員)
- ・活動認定という方法とするため、区域が重複していくことは想定される。(委員)

### ●想定されるビジョンとテンプレート項目の関係について

- ・地域の人たちが内発的に取り組むものとして居場所づくりが想定され、そのためにビジョンをつくるという制度設計をしているが、想定しているビジョンのフレームと活動していくための居場所づくりが結びついているのかという疑問がある。ビジョンの項目として、名称、区域、目標、方針とあるが、活動を継続するために居場所をつくるということが、この枠組みに適しているのか。居場所づくりが将来像なのか、居場所づくりの先にあるのが将来像なのか。テンプレートとして想定している項目と合致するのか、ビジョンの意味付けが複数あるのではないか。(委員長)
- ・ビジョンの項目として区域を想定するならば、町内会・自治会の役割を考える必要があり、制度的メリットをもとに作っていく。それ以外のビジョンは、自発的な取り組みを促していくものにするなど、ビジョンの意味は複数ある。条例設計上ありえるのか。(委員長)
- ・資料3イメージにあるように、ビジョンの一部を都市マスに位置付けることが定義づけられている。これは思い切った試みであり、実現してほしいと考えているが、市民がつくるビジョンと都市マスで期待するものとは本質的に異なる。確かに一体化するのが理念的に正しいが、市民と市では立場の違いがある。ビジョンのテンプレートに示す赤枠の部分を定めることを市民に要求すべきか悩ましい。ビジョンを結果として都市マスに位置付けるのはいいが、すべてを都市マスに位置付けなくてもよいのではないか。ビジョンと都市マスをつなげられるようなアイデアがあるとよい。市民がつくるものとして赤枠の中身は硬すぎる。(委員)
  - ⇒地域で話し合っていたら、自然とビジョンができていくというくらい気軽に負担感なく作成できるものにしたいと考えている。作成の始まる段階では市が積極的に関わっていかないとビジョンは作成できないと考えている。町内会・自治会、活動団体、その他地区内に存在する団体等を集め、どのような目的でどのようなことをしていきたいかを把握し、専門家による助言を行いながら、活動から目標方針を作成できないかと考えている。具体的に取組みたいこととして記載されたものに対して、活動が実現できるように仲間紹介等の支援を行うことが市民にとってのメリットになる。(事務局)
- ・都市マスに位置付ける以上は市と一緒に議論すべきだろう。都市計画道路の事業化に併せてその周辺のルールを作るなどはよくある話だが、行政的な発想での整備の方

針と市民が求める生活像が一致しづらいので馴染ませる必要がある。それは、市が誘導して都市マスに位置付ける項目（テンプレートの赤枠内）を作るということではないか。

（委員）

- ・制度設計は、汎用性のあるものになるので抽象的になりがちだが、具体的なニーズを想定しながらケーススタディをしてはどうか。（委員）

### ●ビジョンの目標年度と都市マスの目標年度の関係性について

- ・ビジョンには鮮度があるだろう。ビジョンの期間設定をどうするか、都市マスとの関係性を考える必要がある。作成時だけでなく、作成後のことも想定して整理しておく必要がある。（委員）

⇒都市マスの目標年次を念頭に置きながらビジョンの期間設定を検討したが、そのビジョンの内容により異なるのではないかという議論になった。郊外住宅地等ではビジョンがある程度定まると内容はそう変わらないと思っている。確かに、ビジョン内容の検証等は必要だと考えている。そのため、ビジョンの内容に、見直しの考え方を記載するようにした。（事務局）

- ・活発なプロジェクトは期間を短めに設定したほうが良いと思う。ビジョンの見直す機会が必要。自動更新性はやめてほしい。（委員）

### ●ビジョン作成のコアメンバーについて

- ・ビジョン作成にあたり、コアメンバーに町内会・自治会のメンバーが入るとのことだが、まちづくり活動は町内会・自治会等が行うということ意識してもらうことが大事。町内会・自治会の仕事は変化してきている。町内会・自治会が現にやっている活動と望ましい活動は乖離している。本当は、地域福祉保健計画に基づく活動が望ましいと考える。町内会の活動は、地域をよくする活動であるべき、そうしたことを町内会の人に問題提起していくことが大事。（委員）

- ・ビジョン作成プロセスにあった「街づくり交流会」はインパクトがあった。これがうまく機能するとかかなりいろいろできるのではないかと思う。コアメンバーの力量が試されるのではないか。事前レクチャーなどの勉強会等をおこなう予定か。規則等を作成するのか。街づくり交流会のモデルプランはあるのか。（委員）

⇒コアメンバーについては、意思疎通できているメンバーに行政から声がけする。ビジョンを作成する段階では、街づくり条例に基づきアドバイザーを派遣しながら、協働して作成をおこなう。モデルプランは、地区街づくりプラン（目標・方針）を作成した地区として小山田桜台地区がある。地区計画の策定だけでなく、活動も盛んに行われている。（事務局）

### ●新制度における地区街づくりプランの扱いについて

- ・資料 1 地区のルールづくりの取組みとして記載されている地区街づくりプランはどのようなものを想定されているのか。地区計画等を想定しているものか。(委員)
  - ⇒制度として、合意形成を図る必要のあるルールづくりとして想定している。地区街づくりプラン(計画)は、現行の条例に記載されているものであり、現状、3プラン作成されている。この資料で示しているものは、制度として地区のルールを作るものであり、枠内には地区計画、景観形成誘導地区などの制度が併記されていくことになる。(事務局)
- ・既存の制度も新制度に移行していく必要があると考えるが、法定ツールと市独自のツールの地区街づくりプランも残していく予定か。(委員)
  - ⇒現在検討中である。既存の登録団体をどうしていくかが大きな課題である。地区街づくりプランはツールとして残していこうと考えている。(事務局)
- ・地区街づくりプランを残すのか、残さないのかは難しいところである。地区計画など、法定化までいかないものとして条例で補填してあげることが大事である。基本的には法定化することに誘導するのではないかと個人的には思っている。地区計画、景観形成誘導地区等は、条例で束ねていくことは良いが、地区計画を適用したい区域の場合、ビジョンとの連動性をどのくらい義務的なものにするのが問題になりそうだ。拠点整備等については、開発の迅速性との兼ね合いがありつつも、周辺も巻き込みながら条例を使ってビジョンづくりをしながら推進していくことは理想的であるが、実際どのように進められるか、検討が必要である。この条例でつくるビジョンは拠点地区以外を想定していると思うが、拠点地区も住みよさは大事であるため、拠点地区でも作用することを想定して検討しておかなければならない。(委員)
- ・現状の条例は地区計画の手続き条例を兼ねているのではないか。(委員)
  - ⇒住民の都市計画提案制度として利用するものになっている。行政発意の事業については条例を使用せず、土地利用基本方針を活用する。(事務局)
- ・拠点などの行政発意型のプロジェクトは、資料3で示すプロセスを踏むのか。(委員)
  - ⇒これらのプロセスは踏まず、市が地元と一緒にまちづくりの方向性話し合いながら、市が決めていくことを想定している。(事務局)
- ・条例上は一つであるが、運用上、市民主体型と行政発意型を分けていくイメージか。(委員)
  - ⇒拠点の位置づけをしているものについては、住民と意見交換しながら、市で決めていくイメージである。(事務局)
- ・都市マスに位置付けるものは、条例に乗らないものも出てくるということになる。理念的にはこの条例に乗せるようにすべきかと思っている。(委員)

## ●ビジョン作成に取り掛かるきっかけについて

- ・港南台タウンカフェは15年経ち地域に周知され、今はその居場所を使ってどのような

活動ができるかということを検討している段階である。そうした活動があるとビジョン作成へつなげやすい。一方で、ビジョンづくりから始めた事例としては、川崎市のソーシャルデザインセンターが取り組んでいるものがあるが、行政主導で作成しており、ビジョン作成が先行し活動が後からついてきている。やはり、ビジョン作成から始まる場合は、市が動かないとできないのではないか。横浜市のまち普請事業では、地域の居場所づくりが多い。これは社会的なニーズがあるからで、そうしたことを踏まえると、ビジョン作成していく中で、居場所づくりの要望が出てくることが予想され、その際は初期投資が必要となる。(委員)

- ・相原で空き店舗を活用した居場所づくりを法政大学生がやっている。元は中学生を対象とした活動を想定していたが、地域ニーズをとらえ、最近は、高齢者も対象としており、文通したり、スマホ教室を開催していたりしている。(委員)

### ●新制度への意見

- ・制度がわかりやすくなった。今後、制度をどのように条例に記載していくのかに関心がある。(委員)
- ・制度が見えるようになった。前回、ビジョン作成への実務的な支援があるとよいと話したが、そのビジョン作成に取り掛かるまでにハードルがあるということが分かった。地域ひとりひとりの活力を表に出していくという点でビジョンづくりが大事なのだと感じた。ビジョンと活動、総論と各論をいったりきたりしながら進める必要があると思う。(委員)

### (3) その他

- ・いろいろと意見をいただいているため、事務局で整理が必要である。ビジョンの幅広さをイメージする必要がある。市民へのヒアリングなどできないか。どんなところをメリットと感じているのかなどが聴けるとよい。(委員長)

⇒既存団体等にヒアリングする予定である。そこでの意見を次回お示ししたい。(事務局)

以上